

## 様式 7

# 企画提案書 ①

## 計画策定方針案に関する提案について

### <評価の観点>

- ① 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の役割や意義についての正しい認識があるか
- ② 計画の構成・体系についての考え方が明確かつ適切か
- ③ 法令及び国等の動向について理解し、共生社会、地域づくり等に関する動向を熟知しているか
- ④ 効率的な策定スケジュールが組まれているか

### 1. 「改正社会福祉法」と関連法

様々に複合した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」に該当する問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、国は、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に関する改正を実施しました。（平成29年6月2日公布、平成30年4月1日施行）

#### 改正社会福祉法の概要 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

##### 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

###### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

###### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）  
（＊）例えば、地区会議、市区町村会議の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

###### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布、2018年（平成30年）4月1日施行

## ■ 2. これからの地域福祉「地域共生社会の実現」に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すものです。

厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、平成30年10月に改正された生活困窮者自立支援制度など、2020年代初頭の全面展開を目指し改革を実行するもので都道府県・市町村にも同様のことが求められています。

盛り込むべき内容を整理し、相談支援体制、活動主体別の役割の明確化、圏域の設定・考え方の整理、地域の見える化に注目します。

### ● 「縦割り」の限界

- ・対象者の属性の『縦割り』で整備された公的な支援制度で対応が困難
- ・高齢化や人口減少の急速な進行
- ・地域により専門人材の確保が困難：公的支援の安定的対応供給が困難

### ● 公的支援のあり方を『縦割り』から『丸ごと』へと転換する改革の必要性

- ・公的支援が、個人の個別課題に対応+個人や世帯が抱えるさまざまな課題に包括的に対応
- ・地域の実情に応じて、高齢・障害といった分野を超えた総合的支援を提供

### ● 「つながり」の希薄化の進行

- ・高齢化や人口減少の急速な進行
- ・高齢化や生涯未婚率の上昇により、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加
- ・長時間労働等による地域参加の少なさ
- ・会社への帰属意識の低下による職場での人間関係の希薄化
- ・つながりの弱まりを背景に、「社会的孤立」「制度の狭間」の課題が表面化

### ● 「つながり」の再構築の必要性

- ・高齢化の進行により、生活の中心が職場から地域に移行
- ・地域において、住民がつながり支え合う取り組みを育んでいくことが必要
- ・自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性により『他人事』ではなく『我が事』として行われてこそ暮らしの豊かさを高める

### ■ 3. 基本的な考え方

#### (1) 貴市における「地域福祉・地域福祉活動計画」の位置づけ・役割の整理

地域福祉・地域福祉活動計画は、福祉のまちづくり計画です。本業務は、天理市における“自助・共助・公助”的まちづくりの具体的なビジョンを定めることにあります。

地域福祉計画には、避難行動用支援者の支援や生活困窮者の自立支援等の施策を定めるように求められており、計画が担うべき役割が拡大しています。また、「地域福祉（支援）計画策定ガイドライン」により、地域福祉計画を福祉分野の個別計画の上位計画に位置づけて策定する必要性が示されました。他方では、市町村には自殺対策計画や再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画等、地域福祉計画との整合性等が求められる計画の策定も新たに求められています。

貴市において現在策定中の「第6次総合計画」の基本構想（案）における「誰もが地域で安心して健やかに暮らせる「福祉」の充実」中の「地域福祉」を具体化して推進する役割を担っています。

本計画には、福祉分野の事業計画的な役割と上位計画・基本計画的な役割とが並存し、また、官民連携の行政計画としての役割も担うことから、計画に整理すべき事柄（課題・目標・取組等）が煩雑になります。**計画の内容が市民にしっかりと伝わり、計画がしっかりと機能する**よう、他の計画が担う取組みとの関係性を見えやすく整理していくことが重要です。

#### (2) 貴市における「地域共生社会」づくりのデザイン

高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象別に個別法に基づいて計画行政が推進され、サービス・支援の提供体制の整備は専門分化してきている一方で、各分野で多様な困難事例も顕在化し、「制度の狭間」が問題視され、専門的サービス・支援を包括する総合的なサービス・支援の提供体制を整備することが求められています。また、人口構造、ライフスタイル、地域コミュニティ等が変化し、地域社会を支える担い手の不足も大きな問題となっており、社会経済の変化に対応しながら、担い手を確保していくことが求められています。

また、現在、社会保障改革の視線は2025年から2040年（高齢者人口がピークとなり、高齢者1人を1.5人で支える時期）に移りつつあり、地方制度改革においても2040年を見据えた検討作業が進められています。本計画では、中長期的な視点も持ち合わせて市の地域共生社会のあり方を描いていくことが重要です。

## ■ 4. 重視すべきポイント

### ポイント1 福祉分野で「共通の課題」に着目

#### 「総合計画」の施策の方向性と合わせ、総合的な視点から作成する

- 貴市では「総合計画」の下に、福祉関連の個別計画が策定されています。福祉関連政策にあたる地域福祉分野においては、第5次計画では「生涯いきいき暮らせるまち」が基本目標となっており、5つの基本方針のうち、主に「自立を支援する地域福祉の充実」が地域福祉計画に関わる範囲となっています。
- また、現在策定中の第6次総合計画では、「誰もが地域で安心して健やかに暮らせる「福祉」の充実」において、「一人ひとりに寄り添いながら、住み慣れた地域で誰もが安心でき、いきいきと健やかに暮らせる「福祉」の充実を目指します」とされています。
- その他の展開方針も各個別計画で掌握していますが、地域で横断的に取り組むべき「共通の課題」について各施策の方向性との整合性を図り、盛り込むべき事項を検討していく必要があります。

#### 「高齢者、障害者、子どもの分野別計画」との共通課題を整理する

- 各個別計画では、共通の課題として「相談支援」「未然防止（予防）・早期発見・早期対応の連携体制」「自立（生活）支援」「成年後見・権利擁護」等が考えられます。このような共通課題に対して、個別対応する部分、連携協力して対応する部分を整理しておく必要があります。
- また、「天理市子ども・子育て支援事業計画」は2019年度、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」や「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」は同時期での策定となることから、各計画での進捗や取り組み内容との整合性などにも留意した計画づくりを行っていく必要があります。

ポイント1に係る共通課題を整理・設定し、各個別計画への重点課題としての反映、基本目標の整合性を図る等の対応をしていく必要があります。

想定できる課題	計画策定時の検討ポイント
高齢化による地域活力の低下	
見守りが必要な人の増加	
福祉人材の不足	

## ポイント2 福祉分野の「隙間」の課題への対応

- 地域福祉計画は、従来の分野別福祉政策（高齢者、障害者、子ども等）上の共通課題に対応するとともに、これらの分野別福祉政策だけではフォローしきれない様々な「隙間」の福祉課題（高齢者の孤立死、中高年層の自殺、ひきこもり、ニート、世代間ギャップ、外国人労働者等）にもスポットをあて、各分野の検討では見落とされがちな課題を改めて「地域」という視点で洗い出し、その解決策を検討していきます。

## ポイント3 安心・安全な地域づくりへの対応

- 地域生活を営む上で先ず重要になることは、日常的な生活エリアを安全にかつある程度自由に移動でき、地域で買い物や通院、通勤・通学、地域活動などの社会的な活動に参画できることです。
- 東日本大震災以降、国からは市町村における防災対策はより具体的かつ確実な住民の安全確保が求められています。緊急時の避難の最小単位となる「地域」における防災・減災のための取組みは要配慮者がいることを常に意識して、自主防災組織や民生委員児童委員・町内会・自治会と連携して行うことが必要になります。

## ポイント4 住民参画による計画のブラッシュアップ

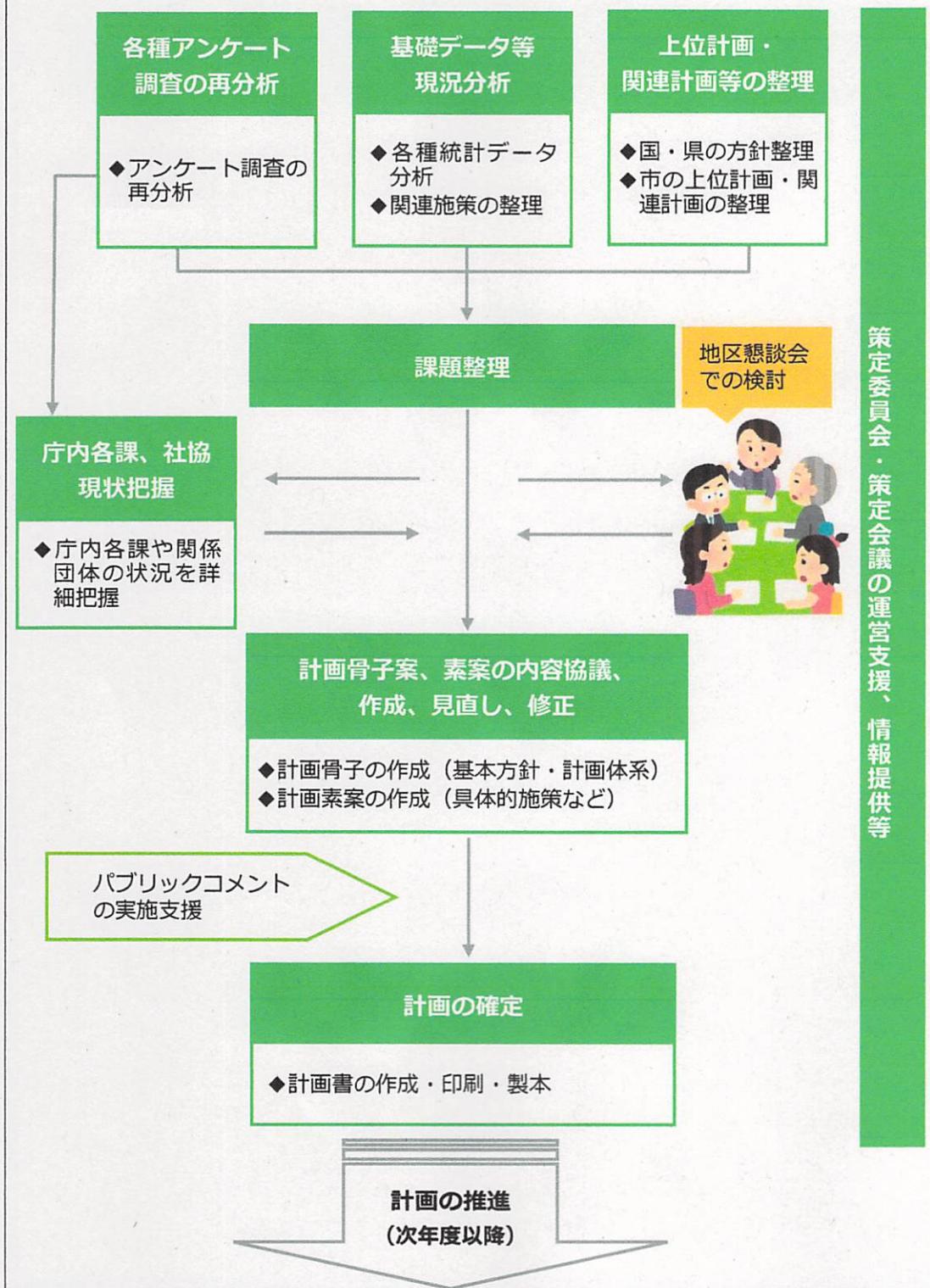
- 地域福祉計画は、他の福祉分野の個別計画に比べ、住民の参画を一層重視し、十分議論して進めることが求められ、**議論を交わして合意形成を図っていくという計画づくりのプロセスそのものが重要**と考えています。計画づくりのプロセスを通して、地域福祉推進のための人材・ネットワークの発掘・育成を図り、住民の「扱い手意識の高揚」を目指す必要があり、即ち地域包括ケアシステムの深化・推進でもあります。

## ポイント5 進行管理がしやすい計画の策定

- 計画を通じて誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを実現するためには、計画をP D C Aサイクルの中で推進していくことが必要ですが、地域福祉計画は、その他の福祉関連の事業計画と異なり、支援対象や施策が曖昧になりやすく、計画の達成状況を数値として把握することが難しい計画です。
- 住民と行政、社会福祉協議会だけではなく、福祉関連の事業者、団体、医療関係者、民間企業など、地域の様々な主体と協働して目標達成を果たすためには、地域のあらゆる主体が省みることが可能な目標を掲げ、共有・浸透させる必要があります。進捗状況の報告については、事業ごとの進捗シートを作成して、毎年定期的に記入するなど、どのように進捗評価を行っていくのかを検討しておく必要があります。計画の目標ごとに指標（数値目標）を設定して、その到達度を見る方法も考えられます。

## 5. 本業務の策定作業フロー

本業務における策定フローは以下を想定しています。



## ■ 6. 工程スケジュール（案）

全体の会議日程に合わせて、事務局と調査工程を調整します。

令和1年度	令和1年												令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
<b>(1) 計画策定準備及び計画策定方針の作成支援</b>															
作業計画の作成													⇒⇒		
計画策定方針案の作成													⇒⇒		
令和2年度	令和2年												令和3年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
<b>(2) 現状及び地域課題等整理業務支援</b>															
関連調査結果分析	⇒⇒	⇒⇒													
統計資料データ収集	⇒⇒														
資料整理・分析		⇒⇒	⇒⇒												
<b>(3) 新しい「支え合い活動」の提案及び計画への活用支援</b>															
事例の提案及び紹介	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒											
視察の仲介・調整		⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒									
現地視察の実施			⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒					
計画への反映				⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒					
<b>(4) 市民等の参画に関する業務支援</b>															
市民参画手法の提案	⇒⇒	⇒⇒													
地区懇談会の準備	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒									
地区懇談会の実施		⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒					
計画への反映			⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒				
<b>(5) 関係団体等に対するヒアリング調査にかかる支援</b>															
ヒアリング項目の提案	⇒⇒	⇒⇒													
ヒアリングの実施		⇒⇒	⇒⇒												
結果のとりまとめ			⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒				
<b>(6) 計画骨子案の策定支援</b>															
計画構成案の検討		⇒⇒	⇒⇒												
計画骨子案の提案			⇒⇒	⇒⇒											
<b>(7) 計画案の策定支援</b>															
施策体系の検討				⇒⇒	⇒⇒										
計画案の作成・検討					⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒				
<b>(8) パブリックコメントの実施支援</b>															
パブコメの実施									⇒⇒	⇒⇒					
住民説明会の実施									⇒⇒	⇒⇒					
意見の整理・計画反映									⇒⇒	⇒⇒					
<b>(9) 計画書のデザイン支援</b>															
計画書のデザイン支援										⇒⇒	⇒⇒				
印刷・製本													⇒⇒		
<b>■各種会議（策定委員会、庁内会議）の実施</b>															
会議の実施・		●			●				●			●		●	
資料作成・意見反映	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

様式 7

企画提案書 ②

現状及び地域課題等の整理及び現状把握に関する提案について

<評価の観点>

- ① 市民等アンケート調査を実施しない中で、本市統計データ等を活用し、明確かつ適切で効率的に課題等の整理及び本市の現状把握ができるよう工夫されているか。

■ 1. 統計データ等の収集・整理

- データ収集に際しては、当社から「入力用フォーマット」をご提示し、ご担当課にて入力いただき、当社にて整理します（既存の計画策定時の入力フォーマットがすでにあれば、それを活用することとし、できるだけ事務局のご負担を軽減するように努めます）。
- また、近年、注目されはじめている社会現象・社会問題（8050問題、子どもの貧困等）や社会貢献活動等の動向についても情報を収集し、整理します。
- 2040年を見据えた社会保障改革、地方制度改革の動向を整理します。

【収集整理する主な統計データ（案）】

分野	調査項目
人口・世帯の状況	<input type="radio"/> 総人口・総世帯数 <input type="radio"/> 年齢3区分別人口・割合 <input type="radio"/> 合計特殊出生率 <input type="radio"/> 家族類型別世帯数・割合 <input type="radio"/> 一世帯あたり人員 <input type="radio"/> 地区別人口・世帯数 など
要支援者の状況	<input type="radio"/> 要介護認定者数 <input type="radio"/> 障害者手帳所持者数 <input type="radio"/> 18歳未満の子どものいる世帯数 <input type="radio"/> 母子父子世帯数 <input type="radio"/> 外国人登録者数 <input type="radio"/> 生活保護受給世帯数・保護率 など
福祉サービス等の利用状況	<input type="radio"/> 各種福祉サービスの利用実績（相談業務含む） <input type="radio"/> 社会福祉協議会の活動実績 など
福祉資源の状況	<input type="radio"/> 民生委員児童委員数 <input type="radio"/> ボランティア・N P O等の住民活動団体・参加者数 <input type="radio"/> 福祉施設等の設置状況 など

## ■ 2. 地域の現状把握（関係資料・データの整理）

- 現行施策・事業の進捗状況及び課題について、整理・集約するために、関係各課に「施策調査票」を配布し、記入いただいた結果をとりまとめます。
- 「施策調査票」については、現行施策の進捗状況・課題・方向性等を確認するとともに、国の指針のもとで想定される今後の施策・事業、先行自治体での取り組み事例等をご紹介しながら、現行施策に新たに追加すべき施策・事業についての確認も行います。
- この作業については、すでに実施された進捗状況報告や各課事業に関する調書など、代用できる資料がすでにあればそれを活用し、事務局の皆様にできるだけ労力をかけしない方向で進めます。
- 関係各課で記入後、当社でとりまとめを行った上で、（後述の）各課ヒアリングを実施し、施策の進捗状況や課題、地域福祉計画において横断的に取り組むべき事項やその対応策として考えられることなどを確認します。

## ■ 3. 上位計画・関連計画等の整理

- 国の関係法令や県の計画、貴市の各種関連計画を収集し、地域福祉に関する記載事項を把握・整理します。改正社会福祉法の内容を踏まえ、福祉分野の個別計画に対する上位計画としての位置付けを明確にして関連計画との位置付けを整理します。
- なお、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画等の同時進行での計画策定となる所管課等へは、ヒアリングを行い、計画の整合を図っていきます。

## 企画提案書 ③

### 新しい「支え合い活動」に資する先進事例の紹介に関する提案について

#### <評価の観点>

- ① 提案された仕組みが、単にインターネット等から収集された情報ではなく、提案事業者と取組実施主体とのつながりがあり、本市への紹介がスムーズに行われる事が期待できるか

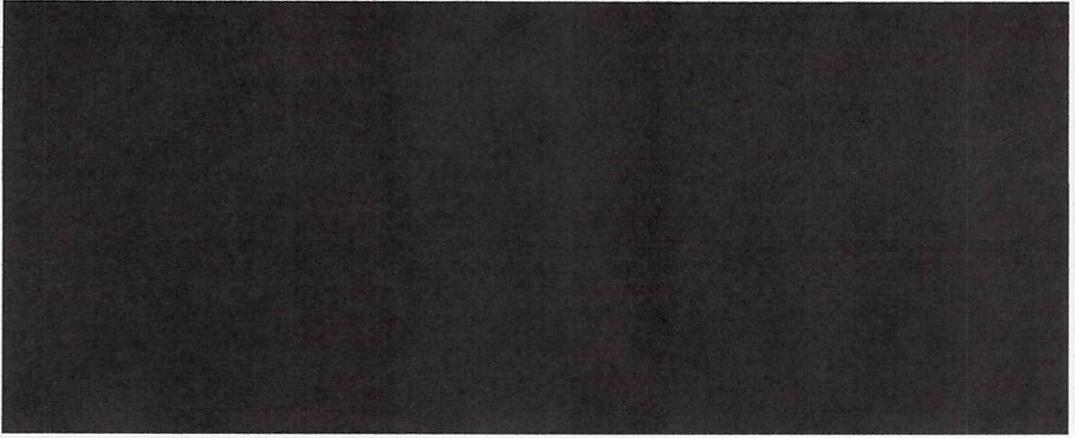
#### ■ 1. 貴市の特徴に関する整理

- 人口は、平成 7（1995）年の74,188人をピークに減少が続いている。年齢別にみると、15～24歳の人口割合が他市と比べて高くなっているものの、20代半ば～40代前半の転出が多くなっています。就職や結婚、住宅購入を機に市外へ転出する傾向が高いためと考えられ、現役世代の転出を抑え、住み続けてもらうためのさらなる施策の展開、地域の魅力づくりに取り組んでいく必要があります。
- 公民館や集会所を拠点とした移動販売における買い物支援やこども食堂の取組など、地域で支え合い、見守るネットワークが形成されています。個人や地域社会が抱える課題が多様化していく中、行政だけでこれらの課題にきめ細かく対応することは限界に差し掛かっており、地域コミュニティが果たす役割は従来にも増して高まり、ますます支え合うまちづくりの推進が求められます。
- 社会福祉協議会では、ふれあいサロンの関係者やボランティア、長寿会、民生委員などの参加による「地域福祉活動研修会」を実施するなど、小地域福祉活動の推進に向けた取り組みを実施されています。
- 現在策定中の「第6次総合計画」策定のための市民プロジェクト会議では、持続可能な地域自治から“つながりひろがるプロジェクト”として、「天理のまちを良くしたい」と思う市民を集め、情報交換や新しいアイデアを生み出すことができる場づくり（拠点づくり）といった意見が挙げられています。

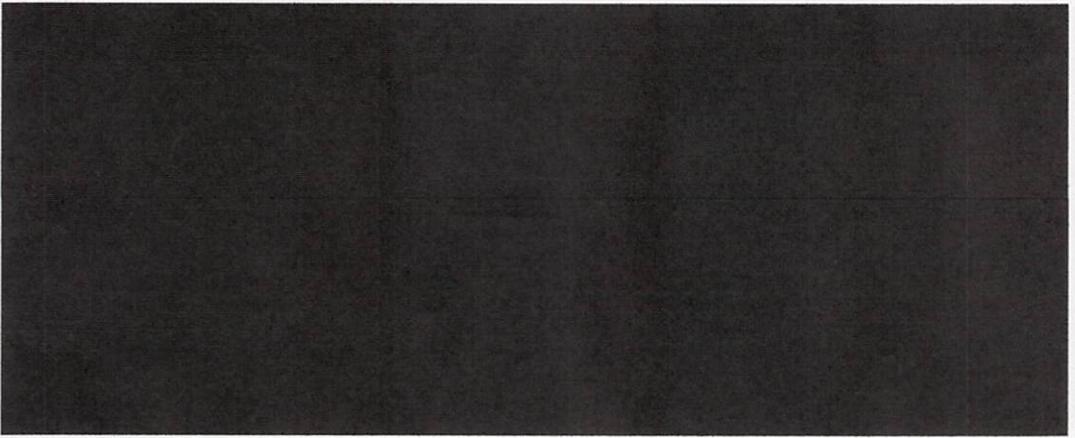
#### ■ 2. 視察自治体の提案・候補

- 実際に視察する自治体については、事務局の意向を踏まえた協議、各種統計データの整理、既存アンケート結果の分析、地区懇談会での住民から出てくる課題・意向を踏まえて決定したいと考えていますが、現時点で考えている視察先は以下の次ページの通りです。

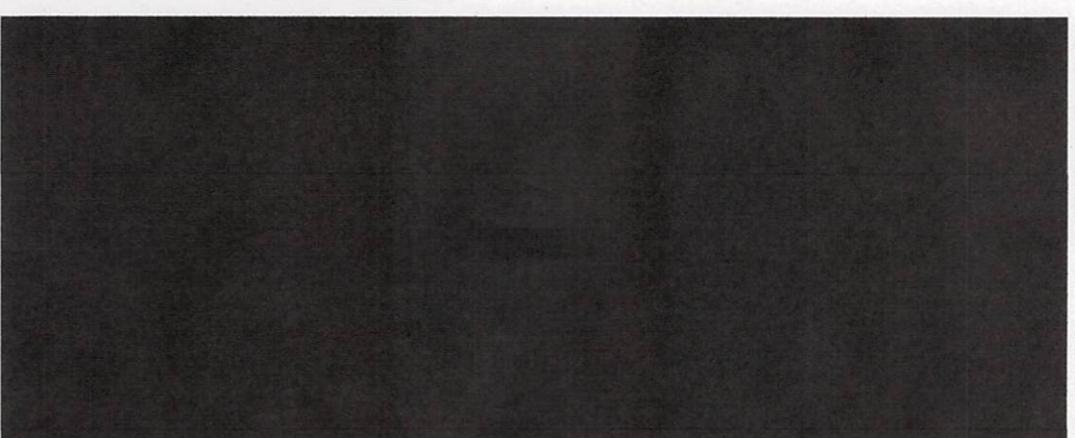
【視察候補先① [REDACTED]】



【視察候補先② [REDACTED]】



【視察候補先③ [REDACTED]】



様式 7

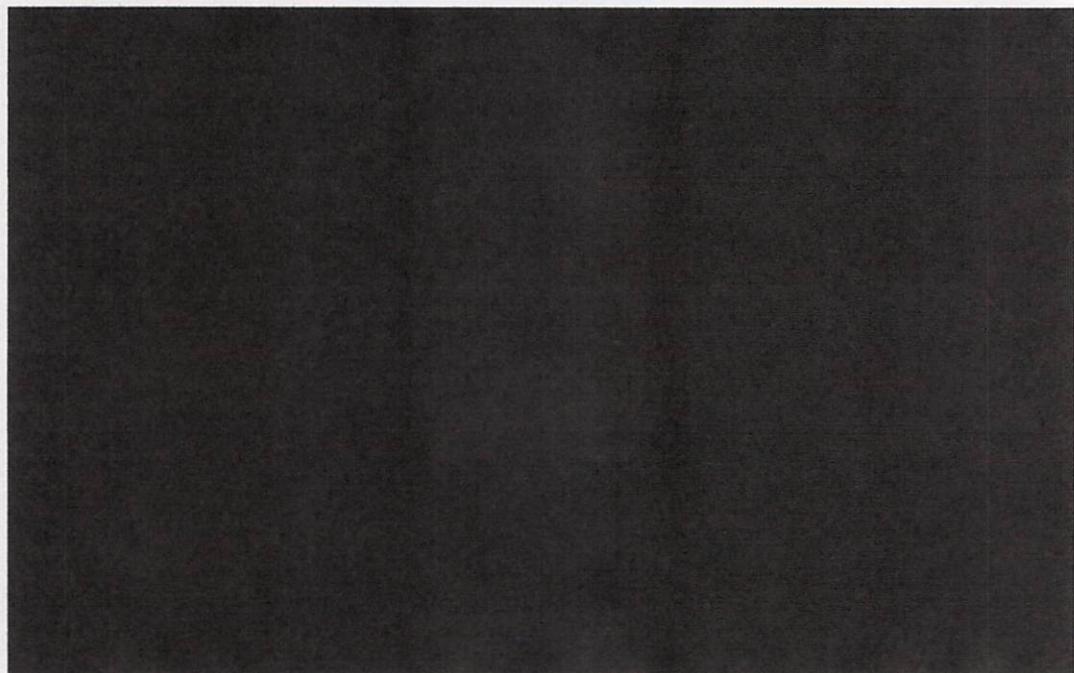
企画提案書 ④

市民等参画機会の実施支援に関する提案について							
<p>&lt;評価の観点&gt;</p> <p>① 幅広い世代の参画機会が確保され、適切に意見を吸い上げることができる手段か ② 参画機会実施時に、提案事業者の活躍が十分に期待できるか ③ 単に計画策定過程として実施するのではなく、計画策定後、積極的に地域活動に参加するような、参加者及び地域福祉団体関係者どうしのつながりを生む機会として工夫されているか</p>							
<p>■ 1. 地区懇談会の実施</p> <p>■ 地域住民をはじめ、市内の福祉施設、福祉関係団体および民生委員・児童委員、学識経験者等を対象にワークショップ形式で開催することを提案します。</p> <p>■ ファシリテーション・記録等は弊社で実施いたします。各組織・団体等の立場から見えている地域の課題や今後取り組むべきことなどを調査します。懇談会は、この会議を通して、参加者のネットワーク化を図ることも目的として行います。</p>							
<p>【懇談会（ワークショップ）の基本設計】</p> <table border="1"><thead><tr><th>対象</th><th>地域住民、市内福祉施設、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉関係団体・NPOサービス事業所、自治会、学識経験者 など</th></tr></thead><tbody><tr><td>方法</td><td>市内小学校区（9地域）での開催を想定 ファシリテーション・記録等は弊社で実施</td></tr><tr><td>項目 (例)</td><td>■地域課題のふりかえりと新たな気づき ■生活困窮者支援の取り組みと課題 ■行政や他の団体等との連携の状況と課題について など</td></tr></tbody></table>		対象	地域住民、市内福祉施設、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉関係団体・NPOサービス事業所、自治会、学識経験者 など	方法	市内小学校区（9地域）での開催を想定 ファシリテーション・記録等は弊社で実施	項目 (例)	■地域課題のふりかえりと新たな気づき ■生活困窮者支援の取り組みと課題 ■行政や他の団体等との連携の状況と課題について など
対象	地域住民、市内福祉施設、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉関係団体・NPOサービス事業所、自治会、学識経験者 など						
方法	市内小学校区（9地域）での開催を想定 ファシリテーション・記録等は弊社で実施						
項目 (例)	■地域課題のふりかえりと新たな気づき ■生活困窮者支援の取り組みと課題 ■行政や他の団体等との連携の状況と課題について など						

- 考えているプログラム案は下記の通りですが、事務局と調整して最終決定いたします。事務局には、参加者の手配、会場の準備のみお願ひいたします。当日の進行やファシリテーター、ワークショップに利用する備品等の準備は全て弊社で行います。
- ワークショップの内容は、A4版1枚のレポートにまとめ、参加者等に後日配布するとともに、市HPへの掲載等も可能です。

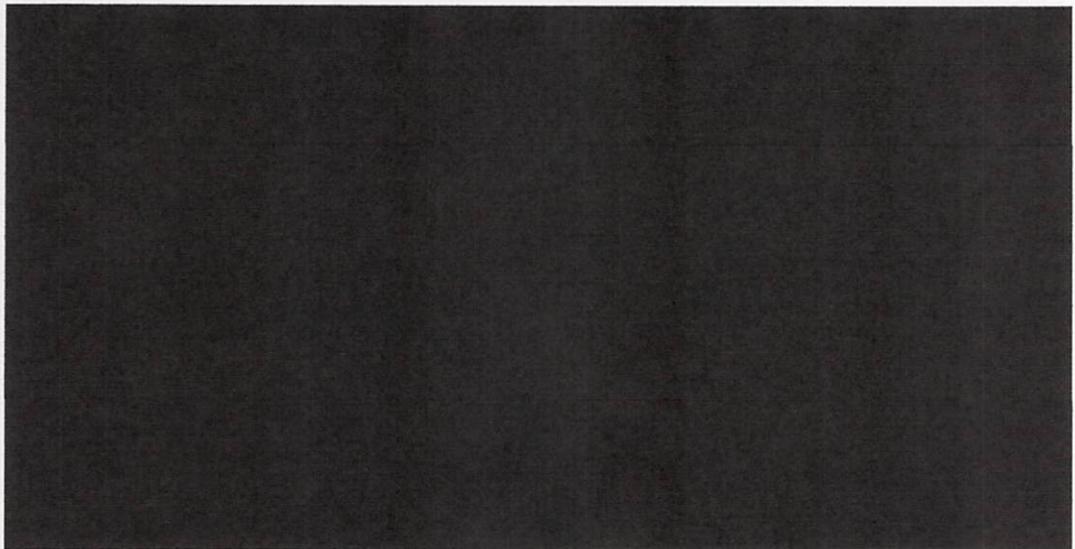
**<プログラム（案）>**

- ①事務局あいさつ（5分）
- ②アンケート調査結果の紹介（説明）（15分）
- ③ワークショップの進め方の説明（5分）
- ④グループワーク（60分）
  - テーマ1：身近な日常で感じる生活課題
  - テーマ2：安心して暮らしやすい地域をつくるためのアイデア（解決策）
- ⑤グループ別発表（20分）
- ⑥まとめ（5分）
- ⑦終了あいさつ



## ■ 2. 計画の市民等への広報・周知方法

- 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の認知度、活用度の向上を目指し、次のような取り組みを提案します。



### (2) インターネット等での情報公開

- 計画策定段階から、広く意見の交換が可能となるような広報・周知を行うため、計画策定に係る資料づくり等では、ホームページ掲載を鑑みて工夫を行います。
  - ①会議当日の論点をまとめた概要資料の作成
  - ②前回の議論のポイントとその後の対応をまとめた資料の作成
  - ③パワーポイント資料などわかりやすいビジュアルの資料（必要に応じて作成）
- 策定後は、計画書、計画書概要版について、ホームページに掲載するとともに、各関連施設での閲覧を可能とします。
- 計画の内容を基に、広報誌等で地域福祉に関する情報を取り上げます。
- 計画関連の媒体（テーマを設定したチラシ等）づくりも、別途、ご支援いたします

様式 7

企画提案書 ⑤

計画策定支援に関する提案について

<評価の観点>

- ① 計画策定にあたり、きめ細やかな支援が期待できるか
- ② 計画策定委員会、庁内策定会議（ワーキンググループを含む。）の開催における提案事業者の支援が十分に期待できるか

■ 1. 計画骨子案、素案の作成

■ 計画は、概ね次のような構成を想定しています。社会福祉法第107条に示された計画に定めるべき5事項を基本として、地域の課題とその課題解決のために「住民が取り組むこと（自助）」「地域や関係団体等が取り組むこと（共助）」「行政が取り組むこと（公助）」を明確化します。

【計画書構成イメージ】

項目		詳細
総論	第1章 計画策定の趣旨	1. 計画策定の背景・目的 2. 計画の性格（位置づけ・計画の対象・計画期間等） 3. 計画策定体制
	第2章 本市の現状と課題	1. 人口・世帯等の状況 2. 要援護者の状況 3. 地域福祉に関わる活動団体や社会資源の状況 4. 住民の地域福祉に対する認識 5. 地域福祉をめぐる今後の課題
	第3章 計画の基本的な考え方	1. 基本理念            2. 基本目標 3. 計画の体系        4. 計画の指標 5. 計画の重点プロジェクト
各論	第4章 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	基本施策1 基本施策2 ...
	第5章 地域の社会資源を育む環境づくり	基本施策1 基本施策2 ...
	第6章 福祉活動への参加が活発な地域づくり	基本施策1 基本施策2 ...
	第7章 推進プロジェクト	プロジェクト1 プロジェクト2 ...
	第8章 計画の推進に向けて	1. 各行動主体の役割 2. 庁内・外の進行管理体制の確立 3. 計画の点検・評価の方策

※地域福祉計画の体系を設定し、分野ごとに、現状・課題と、今後の展開（住民・関係団体等・行政・社会福祉協議会主体ごとの取り組み方針）等を記載。

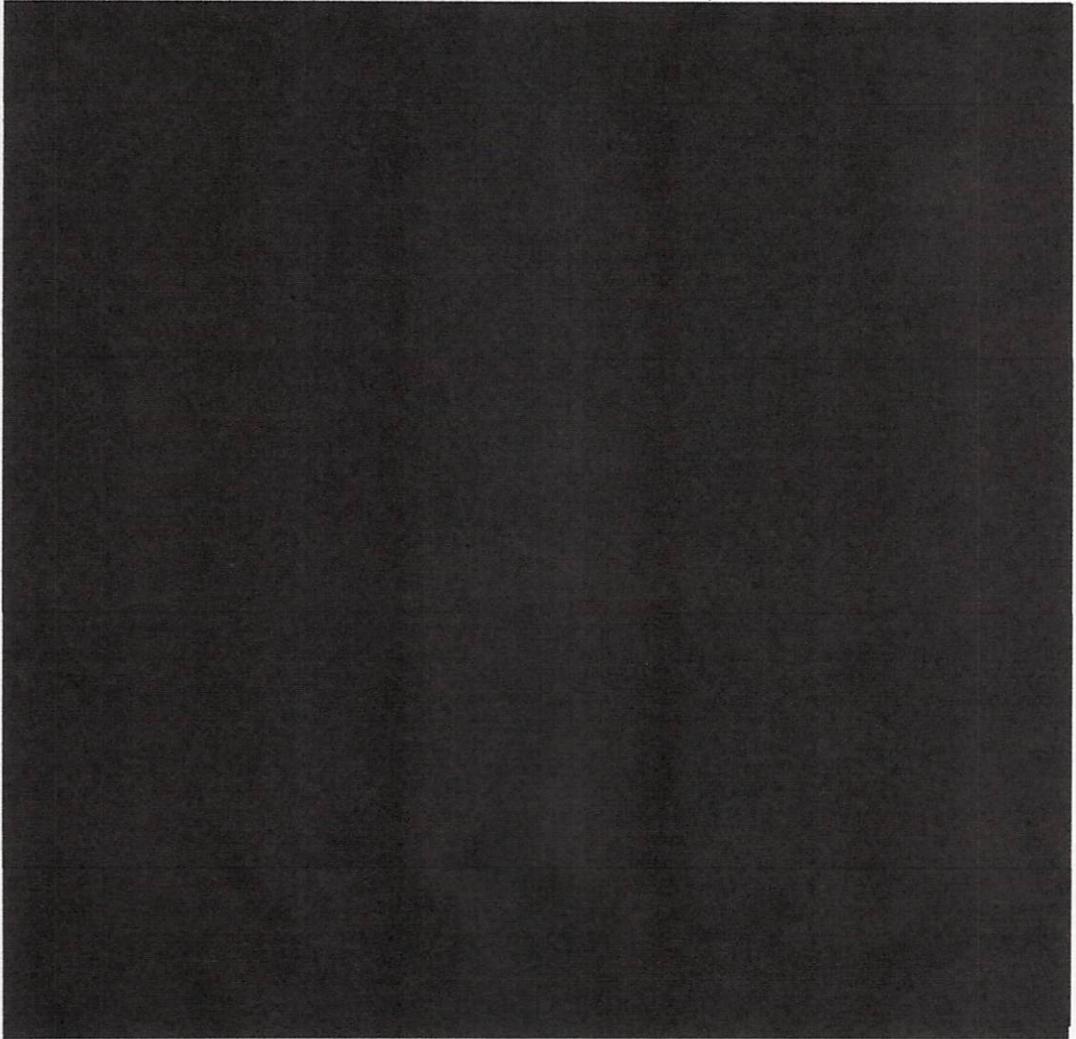
特に重点的に取り組むものを掲載  
プロジェクトごとに具体的な事業目標（数値目標）も可能な限り掲載。

## ■ 2. 施策目標の設定

---

- 計画策定後も進捗評価が可能な計画とするため、**評価指標と数値目標の設定をご提案**します。
- 計画の進捗状況は、P D C A サイクルにより、評価と必要に応じた見直しを行うこととし、個別の施策において、今後の評価や見直しの判断基準となるよう、定量的な目標設定をなすものとします。
- 計画の策定後、推進が円滑に行われるよう、個別計画で定めている目標設定の他に、地域福祉計画の独自の目標値をご提案します。
- 計画の目標値は、計画策定後に定期的な進捗確認を通じて、必要に応じた施策・事業の見直しに活用できるように、計画期間内の中間点検も踏まえた把握しやすい指標をご提案します。

【数値目標の項目（案）】

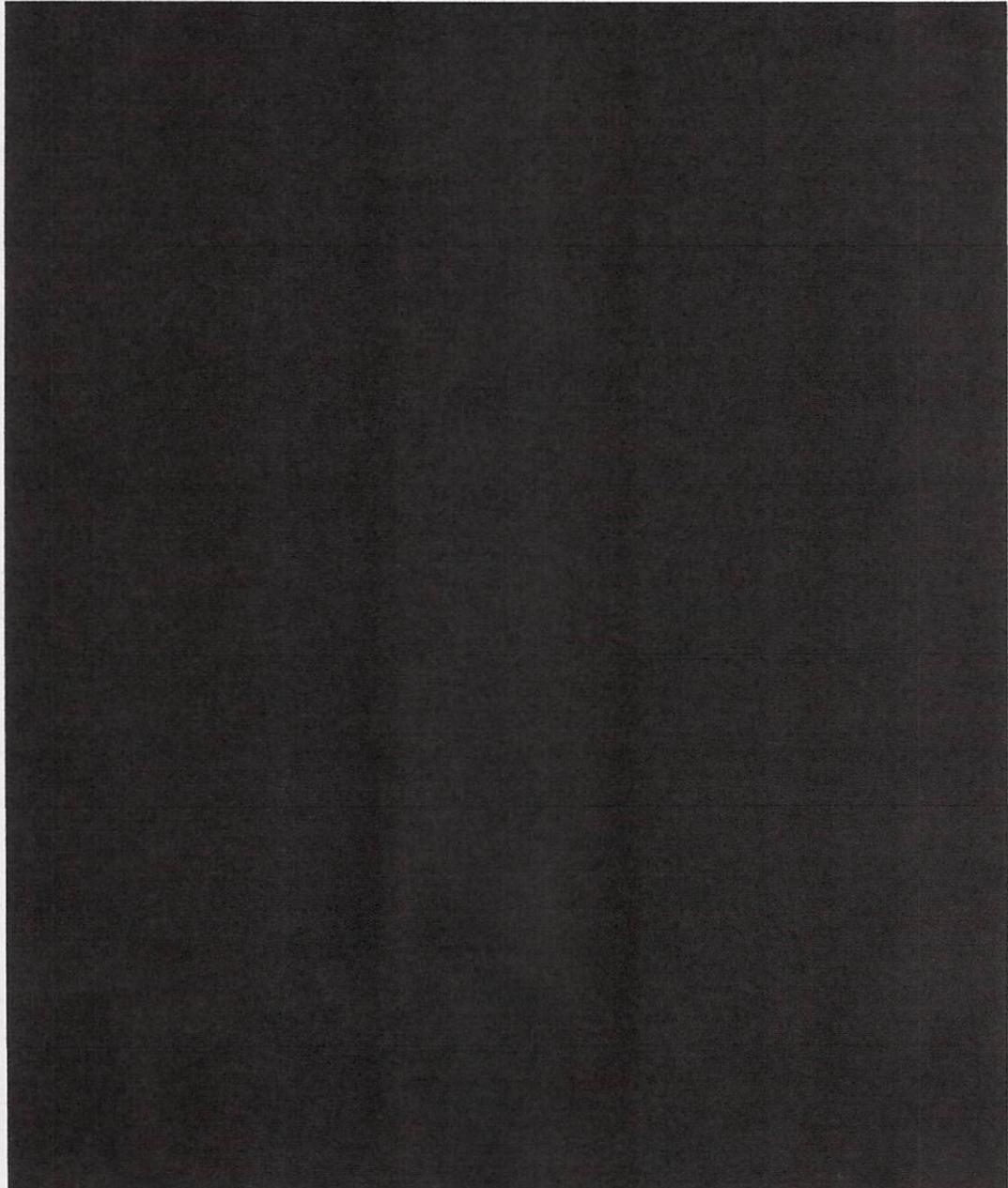


### **■ 3. 策定委員会・策定会議の運営支援**

---

- 策定委員会・策定会議の開催にあたっては、会議資料を事前配布できるよう資料作成支援を行い、委員のみなさまにあらかじめ考えをまとめていただき、より活発な会議となるよう支援します。
- 各会議には当社担当者が毎回出席し、調査結果等の資料説明など必要に応じて報告をさせていただくなどして、会議運営を支援します。また、委員から出された意見を整理し、ご担当課（事務局）と協議の上、計画への反映を行います。

**«会議支援メニュー»**



#### ■ 4. パブリックコメントの実施支援

- パブリックコメントを実施する目的は、天理市の計画の策定過程での市民参加の機会の確保及び透明性の向上を図り、市民との協働による開かれた市政を進めることにあります。
- パブリックコメントの実施については、公表資料の原稿作成、市民からの提出意見の入力・整理をご支援いたします。出された意見については、意見内容により大きく5段階で評価します。
  - A 計画へ反映するもの
  - B 計画の推進において取り組んでいくもの
  - C 今後継続して検討課題とするもの
  - D 計画に反映することができないもの
  - E その他
- 計画への反映は、事務局との調整により行います。



#### ■ 5. 情報提供等

- 計画策定に伴う関係法律改正、制度変更等は国の動向を確認し、地域福祉計画の進行に参考となる先進事例は関係情報の確認や、全国のネットワークを活かして収集の上、適時に情報提供、提案、助言をいたします。

#### ■ 6. 成果品の作成

- 最終成果品である「計画書」は、行政と社会福祉協議会と市民が共有する基本指針です。したがって、いつでも誰でも見ることができるものの、誰が見ても理解できるもの、自分が何をすればよいのかわかりやすいものであること等が必要です。
- 当社は、成果品作成において以下の点に配慮します。

- ①わかりやすく、親しみやすい紙面編集！
- ②「共助」のための『行動指針』を明記！
- ③高齢者・弱視者・子ども・外国人等、誰もが使いやすく、見やすい紙面とするため「メディア・ユニバーサル・デザイン」を導入！

<計画書イメージ>

